

(R8年度)

大分市

瓦屋根の耐風診断・耐風改修の 費用の一部を補助しています！

瓦の緊結方法が令和4年1月1日より、強化されました！
建築基準法の告示基準(昭和46年建設省告示第109号)の改正

近年、強い台風の上陸により、住宅の瓦が脱落するなどの大きな被害が発生しています。
強風による被害を防ぐためには、瓦を屋根に緊結、つまり、しっかり留付けることが重要です。

補助対象

- ☐ 瓦屋根(粘土瓦、セメント瓦)であること ※スレート屋根、金属屋根の場合は対象外
- ☐ 令和3年12月31日以前に着工された住宅

耐風改修においては以下も満たすこと

- ☐ 改正基準(※1)に適合しない屋根であること
- ☐ 全面改修の結果、住宅の屋根が強風に対して安全な構造となること

※1 改正基準＝令和2年国土交通省告示第1435号により改正された昭和46年建設省告示第109号

①瓦屋根の耐風診断

瓦屋根の緊結方法が、基準に適合しているか、
かわらぶき技能士や瓦屋根工事技士、瓦屋根
診断技士により診断

・補助金額…診断費用の2/3

条件	瓦屋根の耐風診断
上限額	2万1千円／棟

②瓦屋根の耐風改修

改正基準に適合しない瓦屋根について、所要の耐風性能を有する屋根に全面ふき替え

・補助金額…

工事費用又は屋根面積(m^2) $\times$ 3万円/ m^2
のいずれか低い額の23.0%

金属屋根など瓦以外の屋根への葺き替えも対象

条件	瓦屋根の耐風改修工事
上限額	55万2千円／棟

※店舗を兼ねる場合や補助の対象になるのか分からない場合はお問い合わせください。

※事業者との契約前に大分市への申請が必要です！

補助金に関するお問い合わせ先

大分市役所 6階 住宅課 8:30～17:15(土・日・祝日は除く)

〒870-8504 大分市荷揚町2番31号

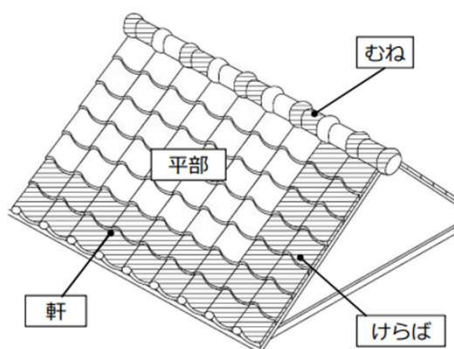
TEL:097-585-6012 FAX:097-536-5896

建築物の瓦屋根に係る基準について、ガイドライン工法を踏まえて告示基準を改正

① 緊結箇所

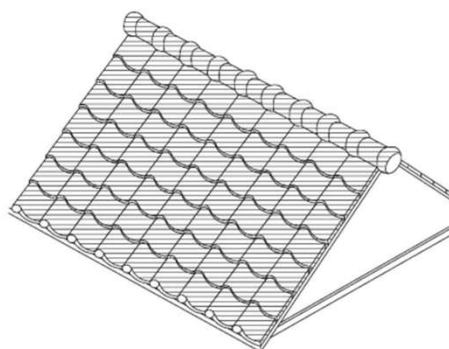
改正前

軒、けらば：端部から2枚までの瓦
むね：1枚おきの瓦



改正後

軒、けらば、むね、平部：全ての瓦



② 緊結方法

改正前

銅線、鉄線、くぎ等で緊結

改正後

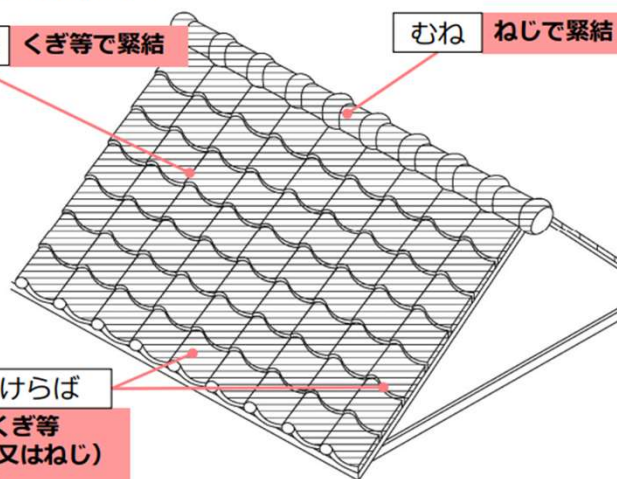
瓦の種類、部位、基準風速に応じた緊結方法を規定

■ 部位別の緊結方法

平部 くぎ等で緊結

むね ねじで緊結

軒・けらば
3本のくぎ等
(くぎ又はねじ)
で緊結



緊結強度は銅線、鉄線<<くぎ<ねじ

耐風診断・耐風改修

⇒全日本瓦工事業連盟ホームページの「加盟工事店の検索」から、お近くの工事店を検索することができます。

⇒なお、耐風診断については、「瓦屋根診断技士」等の資格取得者が在籍している工事店にご相談ください。

